

# ご預金等相続お手続きのご案内

<お問い合わせ先>

支店名： \_\_\_\_\_ 担当： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

## 1 相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下の通りです。

### ①当金庫のお取引店窓口へお申出ください。

お取引店にご相談ください。  
ご準備いただく必要書類等をご説明致します。



### ②必要書類をご準備ください。

戸籍謄本・印鑑証明書（相続人全員のもの）および、お申出時に当金庫よりお願いした書類をご準備ください。

➡ **5** 相続に関して一般的にご用意していただく書類など



### ③「相続手続依頼書」をご記入ください。

相続人全員で記入してください。  
遺産分割協議書、遺言書、家庭裁判所の審判等をお持ちの場合は、遺産分割協議書・遺言書・審判書の原本をお持ちになり、お取引店の窓口までお越しください。

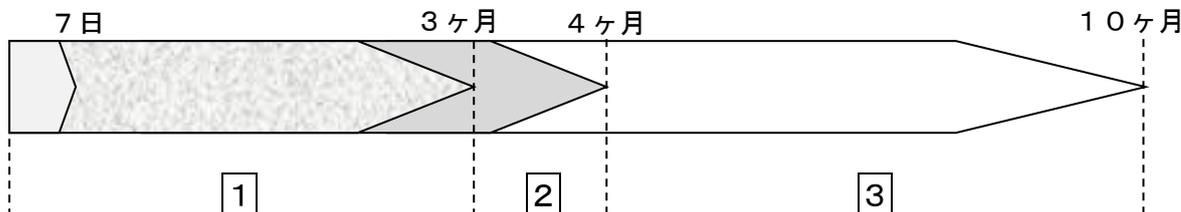


### ④当金庫のお取引店窓口へ書類をご提出ください。

お取引店に相続関係書類を提出してください。  
ご預金等を相続される方の「ご実印」もご持参ください。  
お手続きの終了まで1週間程度を目安としてください。

## 2 相続開始から申告までの一般的な流れ

相続開始から申告までの一般的な手続きの流れは以下の通りです。



### 1 相続開始

- ①死亡届を市町村役場に提出（死亡の事実を知った日から7日以内）
- ②遺言書の有無を確認
- ③相続人の確認
- ④相続の放棄・限定承認をするかを決定  
（相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内）
- ⑤その他
  - ・葬儀費用等の領収書の保管
  - ・香典の整理
  - ・生命保険金・退職金の受領

### 2 4ヶ月以内に手続き

被相続人の亡くなるまでの所得税・消費税の準確定申告

### 3 10ヶ月以内に手続き

相続税の申告・納付の準備  
相続申告書の作成と申告・納税

注) 当金庫の相続預金等の事務手続きについては期限はありませんが、お手続きが済みませんとご預金等のお引出しができません。お早めにお手続きをお願い致します。

### 3 相続の方法

お亡くなりになったことのお申し出など

相続のお手続きが完了するまでのお取引について  
 ※相続のお手続きが完了するまで、被相続人（お亡くなりになった方）のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります  
 ➡4頁をご覧ください  
 ※被相続人（お亡くなりになった方）の残高証明書などの発行が必要な場合  
 ➡5頁をご覧ください

遺言書あり

遺言書なし

公正証書遺言

公正証書遺言以外

相続人全員にて  
遺産分割協議

遺産分割協議前  
など

遺言はその人の財産の処分に関する最終意思でもあり、その意思の正確さが必要なため一定の方式が要求されますが、遺言の一般的な方式は次の3種類です

※公正証書遺言

遺言者の遺言内容を、公証人が書き留めた遺言です

※自筆証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容の全文と日付を記載して署名・捺印するものです（家庭裁判所の検認手続きが必要）

※秘密証書遺言

遺言者が自分で遺言の内容と日付を記載して署名・捺印した後、封筒に入れて封をし、公証役場で証明してもらう方法です（家庭裁判所の検認手続きが必要）

相続人間での遺産分割協議は終了していないが、とりあえず、遺産分割協議は金融機関から相続人全員の委任を受けた相続人代表者等が払戻しを受けた後に相続人間で行う場合などです

限定承認手続き、相続放棄の手続き

分割協議成立

分割協議不成立

相続人が決まり、財産や債務の調査が終わった場合には、その財産や債務を相続人の中でどのように分けるかを定めることを遺産分割（協議）といい、この協議の内容をまとめたものが遺産分割協議書です

注）相続人の中に未成年者がいる場合は、未成年者の住所地の家庭裁判所へ特別代理人の選任の申し立てを行う必要があります

家庭裁判所の調停・審判

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります

## 4 相続お手続きが完了するまでのお取引について

### ①お取引内容とお取扱い方法

被相続人（亡くなられた方）のご預金等のお引出し、ご入金（継続的な賃料等の振込を除く）については、相続手続きが完了するまで、お取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、次のように取扱いさせていただきます。詳しくは窓口へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替を停止させていただきます。</li> <li>・引き続き口座振替のご利用を希望する場合は、別途相続人全員による「口座振替継続依頼書」の提出が必要となります。（ただし、一定期間のみの対応となります）</li> </ul>
振込入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込でのご入金につきましては、先方の銀行に連絡のうえ、振込ご依頼人のご指示によりお取扱い致します。</li> </ul>
自動継続式定期預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。なお、継続をご希望の場合は「自動継続扱い定期預金継続依頼書」の提出が必要となります。</li> </ul>
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。</li> <li>・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。</li> </ul>
当座預金取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座勘定規定にもとづき解約処理致します。また、未使用の小切手・手形を窓口へお持ちくださいますようお願い致します。</li> <li>・なお、未決済の小切手・手形がございます場合は「手形・小切手決済依頼書」の提出が必要となります。</li> <li>・解約資金は、他のご預金の相続手続き時にお支払致します。</li> </ul>
貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開扉のお取扱いは停止致します。</li> <li>・開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましてはお申し出ください。</li> </ul>
融資取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のお取引につきましては、担当係にお問い合わせください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。</li> </ul>

## ②残高証明書などの発行

被相続人（亡くなられた方）の亡くなられた日時点の残高証明書の発行が必要な場合は、次のとおりお取扱いさせていただきますので、窓口にお申し出ください。

### 【1】発行のお申し出

残高証明書は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産清算人のお申し出により発行いたします。

### 【2】必要書類

次の書類をお持ちください。

相 続 人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本 ※上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本も必要になります ②相続人の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書（当金庫所定） ※ご依頼人さまの実印を押印ください
相 続 人 代 理 人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本 ※上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本も必要になります ②相続人代理人書類（委任状など） ※委任状への相続人の実印押捺および相続人の印鑑証明書 ③相続人代理人の印鑑証明書 ④残高証明発行依頼書（当金庫所定） ※相続人代理人の実印を押印ください
遺 言 執 行 者	①遺言執行者であることがわかる書類（遺言書、遺言執行者選任の審判書など） ②遺言執行者の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書（当金庫所定） ※遺言執行者の実印を押印ください
相 続 財 産 清 算 人	①相続財産清算人であることがわかる書類（相続財産清算人選任の審判書など） ②相続財産清算人の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書（当金庫所定） ※相続財産清算人の実印を押印ください
・ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分必要となります。 ・融資取引については、預金取引とは別に用紙が必要となります。	

### 【3】残高証明書発行手数料

残高証明書発行に際して、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

## 5 相続に関して一般的にご用意いただく書類など

確認欄	必要書類など	ご説明事項	発行先
<input type="checkbox"/>	1 相続手続依頼書	・相続人全員の方の自署、実印でのご捺印をお願いします	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	2 亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本など	・お生まれのときから、お亡くなりになった時まで続いている戸籍謄本をすべてご用意いただきます ※すでにお亡くなりになっている相続人について、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります	本籍所在の 市区町村役場
<input type="checkbox"/>	3 相続人の戸籍謄本	・結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方は、現在の戸籍謄本をご用意ください	
<input type="checkbox"/>	4 法定相続情報一覧図	・法定相続情報一覧図をご用意いただいた場合は、上記2・3は省略できます	登記所 (法務局)
<input type="checkbox"/>	5 相続人の印鑑証明書 ※ご依頼日時時点で発行日から3ヶ月以内のもの	・相続人全員（上記1の依頼書へ署名・ご捺印される方）について、各1通ずつ必要です ・海外に住居のある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です	現住所の 市区町村役場
<input type="checkbox"/>	6 当金庫との取引書類等	・お取引いただいているすべての通帳・証書、鍵、カードなどが必要です ・当座預金がある場合は、未使用の手形・小切手もご返却いただきます ・次のお取引がある場合は、別途解約届などが必要です ※マル優、貸金庫、カードローン、など ・その他、必要に応じて払戻請求書やお振込用紙など	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	7 相続人の実印・取引印	・預金の払戻印は実印、名義変更される場合は引き継がれる方の取引印が必要です	
<input type="checkbox"/>	8 遺産分割協議書 ※遺産分割協議書がある場合	・遺産分割協議書	
<input type="checkbox"/>	9 調停調書・審判書 ※家庭裁判所の調書または審判があった場合	・調停調書正本または謄本 ・審判書正本または謄本および審判確定証明書	家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	10 遺言書 ※遺言がある場合	・遺言書および遺言検認調書謄本 ※公正証書遺言の場合、検認手続は不要です ・遺言執行者選任審判書 ※遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です	検認手続は 家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	11 相続確認図(関係図)	・お亡くなりになった方と相続人との関係を一覧で確認するための書類です	本書9頁
<input type="checkbox"/>	12 その他	・委任状（相続手続を委任する場合）ほか	

《お願い》上記以外にもご用意いただく書類などにつきましては窓口にお問い合わせください

## 6 被相続人様の戸籍謄本について

相続人を確認するためには、被相続人（亡くなられた方）が生まれたときから亡くなられたときまでの連続した戸籍謄本が必要となります。

※戸籍改製の際、新しい戸籍にはすべての事項が移記されるわけではなく、婚姻で除籍された子等は移記されません。そのため、亡くなられた方の相続人確認のために改製原戸籍等を提出していただきます。

改製原戸籍 ➡ 昭和32年法務省令により改製される以前の戸籍

・被相続人様が、昭和23年までに生まれ入籍されている場合

平成改製原戸籍 ➡ 平成6年法務省令により改製される以前の戸籍

改製戸籍 ➡ 昭和32年法務省令により改製された戸籍

編製戸籍 ➡ 新戸籍が編製されている場合

・婚姻や養子縁組により、夫婦の一方や養親の戸籍に入った場合

・離婚して婚姻前の戸籍に戻らず、自ら筆頭者になった場合

転籍戸籍 ➡ 戸籍の所在地（本籍地）を他に移している場合

・本籍地を他の市町村に移した場合、従前戸籍の記載事項がすべて移記されずに省略されるため、ご注意願います

現行の戸籍 ➡ 平成6年法務省令により改製された戸籍

・戸籍法改正により、「電子情報処理組織（コンピューター）」による様式へと変更

昭和10年に生まれた方の例

被相続人（亡くなられた方）が生まれた日 -----▶ 改製原戸籍

昭和32年法務省令により戸籍を改製 -----▶ 改製戸籍

昭和35年に結婚 -----▶ 編製戸籍

昭和45年に転籍 -----▶ 転籍戸籍

平成6年法務省令により様式が改製 -----▶ 現在の戸籍

この例の場合、これらの戸籍謄本が必要となります

## 7 ご参考

### 【1】相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産および資産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や一定の範囲の親族が受け継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

### 【2】相続財産および資産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

- ・土地、建物
- ・現金、預金
- ・株式、社債等
- ・債務（ローン、保証債務、連帯債務等）

（注）その他さまざまな権利・義務があります

### 【3】法定相続人

民法の定めでは、次のように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

順位	法定相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と直系卑属（注1）	1/2	1/2	—	—
2	配偶者と直系尊属（注2）	2/3	—	1/3	—
3	配偶者と兄弟姉妹	3/4	—	—	1/4
—	配偶者のみ	全部	—	—	—

注1 直系卑属：被相続人の子供（代襲相続人[注3]を含みます）

注2 直系尊属：被相続人の父母（または祖父母）

注3 被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供（被相続人の孫）が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、兄弟姉妹の孫以降は代襲相続しません（甥・姪までは代襲相続します）。

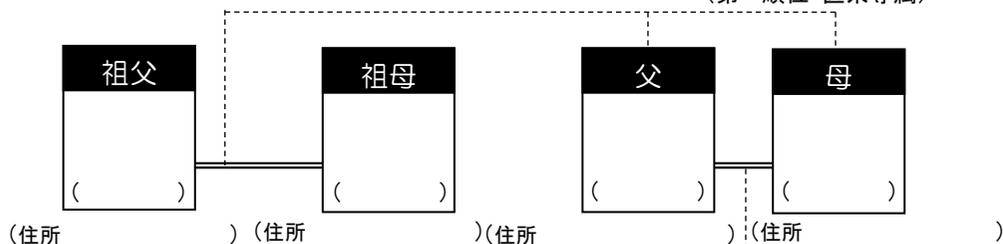
なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を等分します。

# 相続確認図（関係図）

※（ ）には死亡年月日を記入してください

※カッコ内に住所、都・縣市まで記入してください

(第二順位・直系尊属)



- お亡くなりになられた方（被相続人）および法定相続人の氏名をご記入ください。
- ＜相続人の範囲＞
  - ①配偶者は常に相続人になります
  - ②下記の方が配偶者と共に相続人になります
    - ・第一順位⇒子……………子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります
    - ・第二順位⇒父母……………（第一順位の相続人がいない場合）父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります
    - ・第三順位⇒兄弟姉妹…（第一順位、第二順位の相続人もいない場合）兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります
- 被相続人の戸籍謄本が転籍等により改製されているときは、法定相続人の確認を行うため改製前の謄本が必要となる場合がありますので、詳しくは当金庫窓口にてご確認ください。また、法定相続人の方が、被相続人の戸籍謄本から婚姻等により除籍された場合は、法定相続人の戸籍謄本等も必要になります。
- 戸籍は、昭和32年、平成6年等の法務省令により、新たに戸籍の改製が行われており、改製時期によっても、改製前の戸籍謄本が必要となる場合がありますので、改製時期については、市町村等の戸籍担当窓口にてご確認ください。

(常に相続人)

(第三順位・兄弟姉妹)

